障生第１９８１号

令和４年２月１日

障がい者支援施設等　施設長・管理者　様

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課長

オミクロン株感染まん延を踏まえた対応等について

日頃から、本府障がい福祉行政の推進に格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症にかかる本府の対応については、令和4年1月27日付障生第1963号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた保健所業務の重点化及び濃厚接触者の取扱いについて」でお知らせしたところです。しかし、これ以降も新型コロナウイルス感染症について過去に類をみない感染規模となっていることから、ハイリスク者への確実なフォローを実施するため、健康医療部より「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（別紙資料１）について情報提供があり、下記の取り扱いとすることになりましたので、お知らせいたします。（政令市・中核市を含め府内で共有しております。）

また、「高齢者施設等への往診による治療の提供」（別紙資料２）についても健康医療部より情報提供がありましたので、併せてお知らせいたします。

貴施設・事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、ご理解、ご協力の程何卒よろしくお願いいたします。

記

1. 濃厚接触者の待機期間の変更について（別紙資料１参照）

令和4年1月27日付障生第1963号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた保健所業務の重点化及び濃厚接触者の取扱いについて」において、濃厚接触者の待機期間については、陽性者との最終接触から10日間とし、施設の判断により一定の基準を満たす方については、6日目（及び7日目の場合もあり）に検査等を実施し、陰性であった場合には待機解除が可能としておりましたが、別紙資料１に添付の国通知のとおり、その期間が短縮され、濃厚接触者の待機期間は陽性者との最終接触日から7日間とし、4日目・5日目に検査等を実施（検査費用は事業所負担）して陰性の場合は、待機解除できることとなりました。

（参考）大阪府リーフレット「事業所の皆様へ　感染急拡大時の事業所における感染拡大防止の取組みについて」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/41802/00415668/jigyousya_leaflet.pdf>

1. 高齢者施設等への往診による治療の提供（別紙資料２参照）

新型コロナ感染者が発生した障がい者支援施設等において施設内療養をいただく場合に、迅速な治療を提供することで重症化を予防するため、障がい者支援施設等への往診による早期治療体制の整備を進めています。陽性者が発生した施設等は、往診による抗体治療に関し保健所にご相談ください。